

全建事発第 155 号
令和 3 年 3 月 10 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

解体工事業の技術者要件に係る経過措置の延長の検討状況について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、解体工事業の技術者要件に係る経過措置の終了については、令和 2 年 7 月 16 日付け事務連絡「解体工事の技術者要件に関する経過措置について（情報提供）」によりお知らせしたところです。

現時点で経過措置による技術者要件を満たして解体工事業の許可を受けている建設業者が、令和 3 年 4 月以降も引き続き解体工事業の許可を受けようとする場合は、経過措置の終了期限までに、経過措置により解体工事業の技術者要件を満たしている者について、登録解体工事講習を受講または解体工事業の実務経験（1 年以上）のいずれかの要件を満たした上で、営業所専任技術者として配置し、建設業法第 11 条による変更等の届出を許可行政庁へ行うことが必要となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経過措置の期限までに所属する技術者が登録解体工事講習を受けることができず、4 月以降も継続して解体工事業の許可を受けることが困難になっている建設業者が発生しています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では、経過措置を令和 3 年 6 月 30 日まで延長することを検討し、3 月中に建設業法施行規則の改正を予定している旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp